（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第十三条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十六の項の2のニ中「という。）」の下に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項の2のホ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の下に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加える。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百六号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の見出しを「（平成二十四年度及び平成二十五年度における後期高齢者負担率）」に改め、同条中「平成二十二年度及び平成二十三年度」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に、「百分の十・二六」を「百分の十・五一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第四百七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の二第一項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

（医療法施行令の一部改正）

第二条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第十二条第二項の項中「助産所所在地」を「助産所の所在地」に改め、同表第十八条ただし書の項中「但し」を「ただし」に改める。

第四条の五の表第三条の二の項中「第三条の二」を「第三条の三」に改める。

第五条の二第二項中「規定する標準」を「規定する基準」に、「算定標準」を「算定基準」に改める。

第五条の三第二項及び第五条の四第二項中「算定標準」を「算定基準」に改める。

（身体障害者福祉法施行令の一部改正）

第三条　身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号中「第三十五条第三号」を「第三十五条第四号」に改め、同条第二号中「第三十五条第二号」を「第三十五条第三号若しくは第四号」に改め、同条第三号中「第三十五条第二号若しくは第三号」を「第三十五条第三号若しくは第四号」に改める。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第四条　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県等が前項の条例を定めるに当たつては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　食品衛生検査施設の設備

二　食品衛生検査施設に配置する職員

（理容師法施行令及び美容師法施行令の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「都道府県」の下に「（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）」を加える。

一　理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号

二　美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第四条第三号

（旅館業法施行令の一部改正）

第六条　旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ハ中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十号中「さえぎる」を「遮る」に改め、同項第十一号中「都道府県」の下に「（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）」を加える。

（知的障害者福祉法施行令の一部改正）

第七条　知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十二条第二号又は第三号」を「第二十二条第三号又は第四号」に改める。